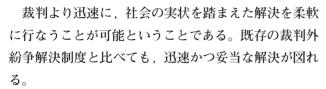
あっせん・仲裁の利用について

弁護士が申立代理人となってあっせん・仲裁を活用 して紛争を解決するケースも増えている。あっせん・ 仲裁をより活用してもらうため、利用の仕方等を紹介 する。

あっせん・仲裁のメリット



調停に比較して、あっせん・仲裁人がより積極的に解決案を提示できることもある。あっせん・仲裁人は基本的にはセンターの登録名簿の掲載順に選任するが、専門的分野にはその分野を得意とする者を選任している。なお、当事者双方の合意により、名簿に登録された候補者から当事者があっせん・仲裁人を選任することも可能である。

また、センターでは、建築士会、技術士会、不動産 鑑定士協会、税理士会、公認会計士協会、家庭問題情 報センターなどと提携をし、専門家をあっせん・仲裁 人の助言者として活用することが可能となっているの で、早期にかつ事案に適した解決が可能になっている。

メリットとしては,「早い」「秘密を守りソフトな雰囲気」「柔軟な解決」「仲裁人に人を得る解決」などがあげられよう。

あっせん・仲裁を勧めるときの注意

弁護士があっせん・仲裁を勧めるときには,以下の ことに注意をする必要がある。

①その事案が当事者間の話し合いによって解決できる 事案であるかどうかを確認すること。当事者間の話 し合いによって紛争が解決できる場合には、「あっせん」の適合事案といえる。「仲裁」の対象事案についても、当事者が和解することができる係争物であればよいことになっている。

- ②あっせん・仲裁の期日に相手方が出頭しないおそれ もあること。ただし、当初出頭しないと言っていた 人があっせん・仲裁人の説得によって出頭した例も 数多くある。
- ③あっせん・仲裁にかかる費用として, 申立手数料, 期日手数料, 及び成立手数料についての説明をすること。
- ④あっせん・仲裁手続フローによる手続の概要の説明をすること。その際、訴訟等の他の紛争解決制度との相違点も説明しておくこと。フロー図はP.8に示すとおり。

あっせん・仲裁の申立手続



(1) 申立書の作成

申立ては、通常、申立書を作成し、弁護士会のあっせん・仲裁センターに提出することにより行なう。センターには簡易な書式があるので、これを利用するか、書式の内容にそって適宜作成をするか、いずれでもよい。

申立てには土地管轄は特に問わない。

申立書の記載事項は, 当事者の表示(住所及び氏名, 法人の場合法人名及び代表者名), 申立の趣旨, 申立の理由等である。

(2) 添付書類

申立書の添付書類は.

①申立てを基礎づける証拠がある場合には、その証

特集 あっせん・仲裁手続

拠書類の写し

- ②当事者が法人のときは、その代表者の資格を証する書類
- ③代理人により申し立てるときは委任状
- ④仲裁申立てのときは仲裁合意書

であるが, いずれも申立時に間に合わない場合は追完 を認めている。

(3) 申立手数料

あっせん・仲裁申立手数料は一律10,500円(消費税込)で、申立ての際に納付する。なお、東弁の法律相談を経た申立ての場合は、相談料のほかに5,250円(消費税込)ということになっている。

あっせん・仲裁手続費用 *申立手数料以外

(1) 期日手数料

あっせん・仲裁期日毎に申立人及び相手方双方が, 各金5,250円(消費税込)を支払う。

(2) 成立手数料

仲裁判断がなされた場合または和解が成立した場合は、仲裁判断書または和解契約書に解決額として示される経済的利益の額を紛争の価額として、次のとおりの基準で算定した成立手数料を支払う。成立手数料の納付は仲裁判断書または和解契約書の送達前に行なう。

| 解 決 額 | 成立手数料 |
|---------------------|-----------|
| 125万円未満の場合 | 8% |
| 125万円以上500万円未満の場合 | 10万円 |
| 500万円以上1,500万円未満の場合 | 15万円 |
| 1,500万円以上1億円未満の場合 | 1% |
| 1億円以上の場合 | 0.5%+50万円 |

*消費税別

(3) 手数料の増減・免除

成立手数料の額は事案の内容により30%の範囲内で増減される場合があり、また、申立人または相手方

が貧困であるとき,もしくは特別の事情があるときに は,あっせん・仲裁人の意見に基づいて減免すること ができる場合もある。

(4) 手数料の負担について

成立手数料は基本的には当事者双方が折半で負担するが、和解の中で別の負担割合で合意することも可能である。

その他の利用上の注意



○消滅時効について

あっせんの申立て自体には時効中断の効力はない。 仲裁申立てについては、時効中断効が認められる(法 29条2項)。

○執行判決について

仲裁判断に基づいて強制執行する場合には、執行判 決を取る必要がある。

○訴訟係属中のとき

訴訟係属中の争いについても仲裁契約は締結できるが、仲裁手続を開始するためには訴えの取下げ(被告の同意)が必要となる。しかし、あっせん手続は並行して行なうことができるので、訴え取下げをする必要はない。

○あっせん・仲裁人に対する忌避等について

公正を妨ぐべき事情がある場合は,あっせん人,仲 裁人に対して忌避の申立てができる。

また、あっせん・仲裁人候補者には本手続を適正かつ公正に遂行できる会員の選任を原則としているが、万一公正な手続がなされないおそれがあると考えられる場合には、センターに忌避を申し立てることができる。仲裁人について忌避を認めない決定に対し不服がある場合には、東京地方裁判所に対し忌避の申立てができる。

